

## ○宮古市電線共同溝管理規程

令和6年12月9日  
告示第193号

### (目的)

第1条 この告示は、宮古市長（以下「道路管理者」という。）が管理する電線共同溝に  
関し、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号。以下「法」と  
いう。）第18条の規定に基づき、電線共同溝の構造の保全、管理費用の負担に関する  
事項、電線共同溝に敷設する収容物件の管理に関する事項その他電線共同溝の管理に関  
する事項を定め、もって電線共同溝を安全かつ円滑に管理運営することを目的とする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに  
よる。

- (1) 電線共同溝 電線の設置及び管理を行う2以上の者の電線を収容するため、道路管  
理者が指定した道路区域内の地下に設ける施設で、管路部及び特殊部からなるものと  
いう。
- (2) 管路部 電線を管路材に収容する部分をいう。
- (3) 特殊部 分岐部、接続部及び地上機器部をいう。
- (4) 引込管 電線共同溝のうち、民地等へ電線を引き込むための管路をいう。
- (5) 連系管路 電線共同溝に収容された電線と電線管理者の既設電線とを結ぶために設  
ける管路をいう。
- (6) 附帯設備 電線共同溝の管路部及び特殊部に占用者が附帯して設置する施設をいう。
- (7) 道路設備 道路管理者が道路の施設として電線共同溝に敷設する電線及び特殊部に  
設ける取付け金具等をいう。
- (8) 占用物件 電線共同溝に敷設する道路設備以外のものをいう。
- (9) 占用者 前号の占用物件の敷設に関する道路管理者の許可を受けた者をいう。
- (10) 収容物件 道路設備及び占用物件をいう。
- (11) 敷設工事 電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令（平成7年政令第25  
6号）第7条第2項第1号の規定により道路管理者に届け出て行う電線の敷設に關す  
る工事をいう。
- (12) 占用工事 道路管理者の承認を得て、占用者が行う占用物件の改築、維持、修繕、  
災害復旧及びその他の管理に関する工事をいう。

### (管理区分)

第3条 電線共同溝及び道路設備は道路管理者が、占用物件は占用者が、それぞれ管理す  
るものとする。

### (台帳の作成及び保管)

第4条 道路管理者は、円滑な管理運営を図るため、次に掲げる事項を記載した電線共同  
溝管理台帳（以下「台帳」という。）を作成し保管するものとする。

- (1) 電線共同溝の規模及び構造
- (2) 収容物件の敷設状況
- (3) 収容物件の種類、占用許可年月日及び占用許可番号

- (4) 敷設工事着手年月日及び完了年月日
  - (5) 収容物件の管理者氏名及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
  - (6) その他道路管理者が必要と認める事項
- 2 道路管理者は、占用者に台帳を閲覧させることができる。
- 3 占用者は、自らに起因して台帳の内容に変更が生じたときは、速やかに道路管理者の指示に従い届け出なければならない。  
(承継の届出等)

第5条 占用者は、法第6条第2項の規定に基づく地位の承継をしようとするときは、電線共同溝の占用予定者の地位の承継の届出書（様式第1号）を道路管理者に届け出なければならない。

- 2 占用者は、法第14条第2項の規定に基づく地位の承継をしようとするときは、電線共同溝の占用等の許可に基づく地位の承継の届出書（様式第1号）を道路管理者に届け出なければならない。
- 3 占用者は、法第15条第1項の規定に基づく権利の譲渡の承認を受けようとするときは、譲渡承認申請書（様式第2号）を道路管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

(敷設工事の届出)

第6条 占用者は、敷設工事を施工しようとするときは、敷設工事の届出書（様式第3号）に数量内訳書等を添付の上、道路管理者に届け出なければならない。

(占用工事の承認)

第7条 占用者は、占用工事を施工しようとするときは、電線共同溝占用工事施行承認申請書（様式第4号）を道路管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

(工事の施行)

第8条 占用者は、前2条の規定による敷設工事及び占用工事（以下この条において「工事」という。）を施工しようとするときは、同条の規定によるほか、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 工事の際に電線共同溝の構造及び他の占用物件の保持に支障を及ぼさないために必要な措置を講ずること。
  - (2) 工事の施行に伴う事故の発生を未然に防止するよう万全の措置を講ずるものとし、万一、事故が発生したときは、直ちに応急措置を講ずるとともに遅滞なく道路管理者に報告し、その指示を受けること。
  - (3) 工事が他の収容物件に支障を及ぼすおそれがあるときは、他の占用者に意見を聴き、必要により立会いを求めるものとする。この場合において、道路管理者は、特に立会いが必要であると認めたときは、他の占用者に立会いを指示することができる。
  - (4) 工事に伴い、附帯設備の設置等が必要となったときは、道路管理者と協議するものとする。
  - (5) 工事が完了したときは、速やかに道路管理者に電線共同溝内敷設・占用工事完了届（様式第5号）を提出しなければならない。
- 2 道路管理者が敷設工事を施行する場合において、占用物件に影響を及ぼすおそれがあ

るときは、あらかじめ関係する占用者と連絡し、協議を行うものとする。

(引込管及び連系管路の新設に伴う措置)

第9条 法第3条による指定道路区域内において、新たに引込管及び連系管路を設置しようとする占用者は、道路法（昭和27年法律第180号）第24条に基づき道路管理者に電線共同溝自費工事施工申請書（様式第6号）を提出し、その承認を受けなければならない。

2 占用者は、新たに設置した引込管及び連系管路を引き渡す場合には、道路管理者に引渡書（様式第7号）及び変更した台帳を提出しなければならない。

(収容物件の明示)

第10条 道路管理者及び占用者は、収容物件に管理者名、敷設年及び電圧（電気事業法（昭和39年法律第170号）の規定に基づいて設ける電線に限る。）を明示するものとする。

(収容物件に変更がある場合の措置)

第11条 道路管理者は、占用物件が新たに加入する等収容物件に変更が生ずるときは、あらかじめ関係する占用者に通知するものとする。

(工事目的以外の入溝)

第12条 占用者は、工事目的以外で電線共同溝に入溝しようとするときは、道路管理者に電線共同溝入溝承認申請書（様式第8号）を提出し、その承認を受けなければならない。

2 占用者は、事故その他やむを得ない事由により、緊急に電線共同溝に入溝しようとするときは、道路管理者に連絡の上、その指示に従って入溝できるものとする。この場合において、当該占用者は、入溝後速やかに電線共同溝緊急入溝報告書（様式第9号）を道路管理者に提出し、内容等の確認を受けなければならない。

3 道路管理者が占用者以外の者の入溝を許可する場合は、必要に応じ関係する占用者に連絡するとともに、必要な措置を協議するものとする。

(点検及び通報の義務)

第13条 道路管理者及び占用者は、第3条に規定する管理区分に従い、電線共同溝又は収容物件を定期的に又は必要に応じ巡視又は点検を行い、自己の管理する施設を常時良好な状態に保持するよう努めなければならない。

2 道路管理者及び占用者は、巡視又は点検の際電線共同溝及び全ての収容物件に注意を払い、異常を発見した時は、直ちに関係者に通報するとともに、収容物件の保全に努めるものとする。

3 前項の異常を発見した占用者及び第8条第1項第2号の事故が発生した物件の占用者は、必要な措置が完了した後、直ちに道路管理者に事故報告書（様式第10号）を提出しなければならない。

(費用の負担)

第14条 電線共同溝の改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に要する費用は、当該管理に直接必要な本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、補償費、船舶及び機械器具費、営繕宿舎費並びに事務費の合計額に道路管理者が別に定める割合を乗じて得た額を道路管理者及び占用者がそれぞれ負担するものとする。

- 2 前項の船舶及び機械器具費、営繕宿舎費並びに事務費の額は、別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。
- 3 前項の額の算出に当たり、各占用者の負担額に円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨て、道路管理者が負担するものとする。
- 4 道路管理者の徴収する負担金は、道路管理者が発行する納入通知書に定める期限までに占用者が納入するものとする。
- 5 電線共同溝又は収容物件の設置又は管理の瑕疵により、当該電線共同溝又は収容物件に損害を与えた場合における復旧に要する費用は、第1項の規定にかかわらず原因者の負担とする。
- 6 電線共同溝の改築が特定の占用者のみの利用に資するものである場合又は特定の占用者の原因に基づき電線共同溝の改築が必要となった場合における当該電線共同溝の改築に要する費用は、当該占用者の負担とする。

(損害又は紛争の処理)

第15条 道路管理者及び占用者は、電線共同溝又は収容物件の設置又は管理の瑕疵により、第三者（道路管理者及び他の占用者を含む。）に損害を与え、又は第三者と紛争が生じた場合においては、当該原因者の責任において解決しなければならない。

(関係法令の遵守)

第16条 占用者は、前各条の規定により工事等を実施しようとする場合は、この規定によるほか関係法令等を遵守しなければならない。

(保安細則)

第17条 道路管理者は、保安及び防災上特に必要な事項について占用者の意見聴取の上、別に電線共同溝及び収容物件に関する保安細則を定めることができる。

(協議)

第18条 この告示に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、道路管理者と占用者がその都度協議するものとする。

附 則

この告示は、令和7年1月1日から施行する。

別表（第14条関係）

区分	額
船舶及び機械器具費	<p>次に掲げる本工事費、附帯工事費、測量及び試験費並びに補償費の合計額の区分に応じ、それぞれ次に定める率を乗じて得た額</p> <p>500万円以上2,000万円以下の場合 0.8%</p> <p>2,000万円を超える5,000万円以下の場合 0.6%</p> <p>5,000万円を超える8,000万円以下の場合 0.4%</p> <p>8,000万円を超える場合 0.2%</p>
営繕宿舎費	<p>次に掲げる本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、補償費並びに船舶及び機械器具費の合計額の区分に応じ、それぞれ次に定める率を乗じて得た額（工期が100日未満の場合を除く。）</p> <p>500万円以上2,000万円以下の場合 1.0%</p> <p>2,000万円を超える5,000万円以下の場合 0.8%</p> <p>5,000万円を超える8,000万円以下の場合 0.6%</p> <p>8,000万円を超える場合 0.4%</p>
事務費	<p>次に掲げる本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、補償費、船舶及び機械器具費並びに営繕宿舎費の合計額の区分に応じ、それぞれ次に定める率を乗じて得た額</p> <p>2,000万円以下の場合 10.0%</p> <p>2,000万円を超える5,000万円以下の場合 8.0%</p> <p>5,000万円を超える8,000万円以下の場合 6.0%</p> <p>8,000万円を超える場合 4.0%</p>